# 別紙３　藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託共同企業体協定書（甲型案）

（目的）

第１条　当該共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

（１）　藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託

（２）　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（成立の時期及び解散の時期）

第３条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は前項の規定に関わらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第４条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地　神奈川県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

所在地　○○県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

所在地　○○県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

（代表者の名称）

第５条　当企業体は、○○○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第６条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第７条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○○○　　○○％

○○○○○○　　○○％

○○○○○○　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第８条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当るものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、当企業体の名称を冠とした代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第11条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより（又は、第７条に規定する出資の割合により）必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通経費の分担）

第12条　本業務を行うにつき発注した共通の経費等については、第８条に規定する出資の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第13条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第15条　構成員は、市長及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分配し、これを第７条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。但し、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第15条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び市長の承諾により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第16条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第15条第２項から第５項までを準用するものとする。但し残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び市長の承諾を得て、新たな構成員を当企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

（代表者の変更）

第16条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承諾により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（契約不適合責任）

第17条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記の通り○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

○○共同企業体構成員

（代表者）

会社名　　○○○○○○

代表取締役　○○○○　㊞

会社名　　○○○○○○

代表取締役　○○○○　㊞

会社名　　○○○○○○

代表取締役　○○○○　㊞

別紙３　藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託共同企業体協定書（乙型案）

（目的）

第１条　当該共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

（１）　藤沢市下水道管路施設包括的管理業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託

（２）前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（成立の時期及び解散の時期）

第３条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は前項の規定に関わらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第４条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地　神奈川県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

所在地　○○県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

所在地　○○県○○市○○町○○番地

会社名　○○○○○○

（代表者の名称）

第５条　当企業体は、○○○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第６条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託額）

第７条　各構成員の業務の担当は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○○〇　　統括管理業務

○○○○○〇　　計画的業務

○○○○○○　　住民対応等業務

○○○○○○　　改築業務

○○○○○○　　計画策定業務

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第８条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の適切な履行に当るものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第11条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通経費の分担）

第12条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務費の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第13条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第９条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第15条　構成員は、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第16条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第13条第２項及び３項の規定に任ずるものとする。

（代表者の変更）

第16条の２　代表者が代表の責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承諾により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（契約不適合責任）

第17条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記の通り○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

○○共同企業体構成員

（代表者）

会社名　　○○○○○○

代表取締役　○○○○　㊞

会社名　　○○○○○○

代表取締役　○○○○　㊞

会社名　　○○○○○○

代表取締役　○○○○　㊞